

年金改革への意見

日本総合研究所 翁 百合

1.改革の視点

○従来型の給付建て賦課方式の年金に、拠出建てまたは積み立て方式の要素を取り入れることによって、①少子高齢化と、②経済の長期的な低成長という年金制度に対するプレッシャーに耐えられる、長期的に安定的な制度構築を考えるべき。

――ただし、その手法は①2階部分に確定拠出型または積み立て方式の要素を入れる、②2階部分を薄くしていき、既存の確定拠出型年金を膨らませていく、の2通りの手法がある。どちらの手法にせよ、確定拠出型年金が既にスタートしていることから考えても、これ以上制度を複雑にさせない工夫が必要。

○若年層や現役世代の年金不信を除去する方向で改革を考えるべき。

2.具体的な方向性

わが国でも、スウェーデンの改革の以下のような点を参考に、制度改革を検討するべきではないか。ただし、留意すべき様々な点があり、これらについて議論を深めるべきではないか。

①拠出（確定拠出）型賦課方式の導入

――「みなし運用利回り」によって、個々人の拠出と給付を結びつけ、開示することによって若年層の年金不信を解消する。給付建て（確定給付）から解き放つことにより、年金財政にかかっているプレッシャーを緩和。

……（留意点）

- ・厚生年金について導入した場合、みなし運用利回りの水準をどの程度に設定すべきか。
- ・現状既に決定している保険料の段階的引き上げに関しては、これを将来に向けて固定し、引き上げが完了した時点で中期的に拠出額を一定とするという考え方がありえよう。
- ・個々人にデータを開示していくコストの問題。
- ・長生きのリスクに適応できない弱点があることには留意の要。

②一部積み立て方式への移行

――保険料の一定割合を原則として民間の年金制度に強制加入させるという手法で一部民営化することが可能。高齢化に弱い賦課方式の一部を積み立て方式にし、しかも個人勘定として自由に運用先を選択できるメリットがある。

……（留意点）

- ・積み立て方式の導入規模をどの程度とするか。過去勤務債務について給付カットで対応可能な程度しか積み立て方式を導入できない可能性。
- ・貯蓄率への影響などにも配慮の要。

③自動安定化装置の導入

――予想以上の少子高齢化が進んだり、名目成長率が低下した場合に、給付が自動的にカットされる仕組みをビルトインすることによって長期的安定を確保する。制度設計によっては、少子化の進行を遅らせるインセンティブとして作用する可能性があるのではないか。また、財政再計算のたびに頻繁に給付と拠出を見直すことに起因する年金不信から脱却できる。

……（留意点）

- ・どのような安定化装置をビルトインするか、制度設計の在り方。
- ・給付カットの限界をどの程度とするか。

④国庫負担の考え方

――政府が保証した一定水準額に年金給付額が達しない場合に、低所得者に対して「最低保証」としての年金を給付する財源として国庫負担を位置付ける。こうした対応によって、老後保障に対するセーフティネットとしての位置付けを明確にする。

以上